

# 重要事項説明書

## 介護医療院(介護予防)短期入所療養介護

あなたに対する複数サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第155条、第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者の名称	医療法人 村山内科
事業者の所在地	徳島県三好市池田町サラダ1795番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 村山 善紀
電話番号	0883-72-2110

### 2. サービス実施事業所

事業所の名称	村山内科介護医療院(介護予防)短期入所療養介護
施設の所在地	徳島県三好市池田町サラダ1795番地1
管理者名	村山 善紀
指定事業所番号	36B0610554
電話番号	0883-72-2110
ファクシミリ番号	0883-76-0758
利用定員	16名
通常の実施地域	三好市池田町、井川町

### 3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	療養を必要とする要支援・介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、及び機能訓練、その他必要な医療、並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるようになります。
運営の方針	職員は、一貫して利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護医療院サービスの提供を実施すること。さらに明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、より充実したサービスの提供に努めます。

### 4. 施設の概要

介護療養医療院施設 「 医療法人 村山内科 」

#### (1) 敷地及び建物

敷地		762.58㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート4階建て(耐火建築) 一部その他(外来棟4階自宅部分)
	延べ床面積	851.99㎡
	利用定員	16名

#### (2) 居室

病室の種類	室数	面積	室番号
個室	4	29.4㎡	201,203,301,303
	4	40.6㎡	202,205,302,305
	2	16.68㎡	206,306
	1	8.49㎡	307
	1	10.26㎡	211
2人部屋	1	15.08㎡	207
	1	15.57㎡	208

#### (3) その他主な設備

設備の種類	数	面積	一人あたりの面積
食堂	1	20.67㎡	1.2㎡
機能訓練室	1	33.49㎡	
浴室	1	6.21㎡	

## 5、職員体制

職種	職務内容	員数
管理者	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う	1名
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。 併設型小規模介護医療院のため、同一敷地内にある有床診療所との連携を確保している。	1名以上
看護職員	利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。	入所者6人に対して 1人以上
介護職員	利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。	入所者6人に対して 1人以上
管理栄養士又は 栄養士	利用者の栄養管理を行う。	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画を作成、実施、評価する。	1名以上
歯科衛生士	利用者の口腔ケアと指導にあたる。	1名以上
理学療法士及び 作業療法士	利用者の基本動作能力の回復や維持、悪化の防止に努める。	1名以上

## 6、職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理栄養士	日勤 (8:00～17:00)
	日勤 (8:30～17:30)
介護職員 看護職員	早番 (8:00～17:00)
	日勤 (8:30～17:30)
	日勤 (9:00～18:00)
	日勤 (9:30～18:30)
	遅出 (11:30～20:30)
	夜勤 (17:00～翌朝9:00)

## 7、施設サービスの内容と費用

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの区分の種別	内 容
食事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い摂食・嚥下機能、その他の利用者の身体状態に配慮した適切な食事を提供します 朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～
日常生活上の世話	食事の提供及び介助 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して介助を行います。
	入浴の提供及び介助 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います
	排泄介助 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排せつの介助、おむつ交換を行います
	更衣介助等 介助が必要な利用者に対して、1日の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います
	移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います
	服薬介助 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います
	レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います
送迎	身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、送迎車で入退所の送迎を行います

## (2) (介護予防)短期入所療養介護サービス費 (個室) (療養環境減算後)

要介護度	1日あたりの利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
要支援1	5,490円	549円	1098円	1,647円
要支援2	6,780円	678円	1356円	2,034円
要介護1	7,060円	706円	1412円	2,118円
要介護2	8,040円	804円	1608円	2,412円
要介護3	10,190円	1,019円	2,038円	3,057円
要介護4	11,100円	1,110円	2,220円	3,330円
要介護5	11,920円	1,192円	2,384円	3,576円

## (多床室) (療養環境減算後)

要介護度	1日あたりの利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
要支援1	6,120円	612円	1,224円	1,836円
要支援2	7,620円	762円	1,524円	2,286円
要介護1	8,210円	821円	1,642円	2,463円
要介護2	9,200円	920円	1,840円	2,760円
要介護3	11,320円	1,132円	2,264円	3,396円
要介護4	12,240円	1,224円	2,448円	3,672円
要介護5	13,060円	1,306円	2,612円	3,918円

## (3) 加算について

加算の種類	利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
療養食加算	80円/回	8円	16円	24円
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日	120円	240円	360円
緊急短期入所受入加算	900円/日	90円 (入所日より7日間)	180円 (入所日より7日間)	270円 (入所日より7日間)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円/日	200円 (入所日より7日間)	400円 (入所日より7日間)	600円 (入所日より7日間)
緊急時施設診療費	5,180円/日	518円	1,036円	1,554円
※サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (職員の条件により変更あり)	60円/日	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の4.7%			

## (4) 送迎費

	片道あたりの利用料	自己負担金
短期入所療養介護	1,840円	184円
介護予防短期入所療養介護	1,340円	134円

## (5) 介護保険給付によるサービスの1か月当りのお支払額(利用料、利用者負担額)の目安

お支払額の目安	約	万	円程度です
---------	---	---	-------

## 8. 介護保険給付外サービス

### 表1 滞在費

	内 容	自 己 負 担
個 室	第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	550円/日 1ヶ月（約1.7万円）
	第2段階 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	550円/日 1ヶ月（約1.7万円）
	第3段階 利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超え、266万円未満の方など)	1,370円/日 1ヶ月（約4.2万円）
	第4段階 201, 211号室 上記以外の方 301, 302, 303号室 305, 306, 307号室 202, 203号室 205, 206号室	1,728円/日 1ヶ月（約5.3万円）
	第4段階 207, 208号室	437円/日 1ヶ月（約1.3万円）
2 人 部 屋	第2・3段階 第1段階	430円/日 0円/日

### 表2 食事費

	内 容	自 己 負 担
世帯全員が市町村 民税非課税者	第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	300円/日 1ヶ月(1.0万円)
	第2段階 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円/日 1ヶ月(1.8万円)
	第3段階 ① 利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超え、120万円未満の方)	1,000円/日 1ヶ月(3.0万円)
	第3段階 ② 利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が120万円以上の方)	1,300円/日 1ヶ月(3.9万円)
	上記以外の方	1,445円/日 1ヶ月(4.4万円)

### 表3 その他の費用

サービスの種別	内 容	自 己 負 担 額
実施地域外の送迎	来所が困難な方は、入退所の送迎を行います。	実費でご負担いただきます。
理髪・美容	外部より施設が委託した美容師が来所します。	実費でご負担いただきます。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	別表参照
電気利用料	電気製品を持ち込み利用された場合の電気代相当額を負担頂きます。	
予防接種等	インフルエンザワクチン予防接種等を希望される方は自己負担金を頂きます。	実費でご負担いただきます。

#### ※医療について

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、歯科、精神病院での医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

※その他、日常生活に必要な物品(ただしおむつ代を除く)については入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承下さい

## 9、キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日まで	利用者負担金の100%

※ただし、利用者の病状の急変や入院等の場合にはキャンセル料は請求いたしません

## 10、虐待防止について

施設は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講じます。

- ① (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施  
(2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備  
(3) その他、虐待防止のために必要な措置
- ② 施設はサービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします

## 11、身体拘束について

施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、入所者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。

その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。

## 12、秘密保持と個人情報の保護について

- ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
  - (1) 施設は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
  - (2) 事業者及び施設の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当理由なく、第三者に漏らしません。
  - (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
  - (4) 施設は従業者に頼る業務上、知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ② 個人情報の保護について
  - (1) 施設は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
  - (2) 施設は利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとし、
  - (3) 施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、  
(開示に際しての複写料などは利用者の負担となります)

## 13、衛生管理について

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じます。
- ② 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めます。
  - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14、暴言・暴力・ハラスメントに関する事項

利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに以下の措置を行います。

- (1)職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修会を実施する。
- (2)暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

15、地域との連携について

運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努めます。

16、事故発生の防止及び発生時の対応

- 1、施設は、事故の発生、又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。
  - (1)事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
  - (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を授業者に周知徹底する体制を整備します。
  - (3)事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができる)及び従業者に対する研修を行います。
  - (4)前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。
- 2、入所者に対する介護医療院サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするものとする。
- 4、入所者に対する介護医療院サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17、業務継続計画の策定等

- 1、施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護医療院の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18、苦情申立窓口

ご利用相談室	窓口担当者	佐古羅沙		
	ご利用時間	午前9時～午後5時		
	ご利用方法	電話 0883-72-2110		
	面接 場所	村山内科 相談室		
窓口対応	国民健康保険団体連合会	電話	088-665-7205	
	みよし広域連合 介護保険センター	電話	0883-76-0030	

19、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「村山内科医院 消防計画」に従い、対応します。			
平常時の訓練	別途定める「村山内科医院 消防計画」に従い、年2回総合訓練を実施しています。			
防災設備	訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めます。			
	防火扉	自動火災報知機	非常通報装置	スプリンクラー
	誘導灯	ガス漏れ探知機	漏電火災探知機	
カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	消防署への届出:変更時随時		防火管理者: 野崎 三奈	

## 20、当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	<p>面会時間 9:00 ～ 20:00</p> <p>来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。</p> <p>来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。</p> <p>飲酒されている来訪者の入室はお断り致します(貼紙あり)</p> <p>来訪者によるトラブルについては一切、関知致しません。</p> <p>又、それによる院内の器物破損については賠償を利用者に請求致します。</p>
外出・外泊	<p>外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。</p> <p>これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。</p>
喫煙	<p>敷地内は禁煙となっております。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。</p>
所持品の管理	<p>貴重品の持ち込みはご遠慮させていただきます。その他の所持品は基本的には、ご本人様管理になりますが、できない場合は施設で管理させていただきます。</p>
現金等の管理	<p>ご本人様か家族の方に管理して頂きます。</p>
宗教活動・政治活動	<p>施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。</p>
動物飼育	<p>施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。</p>
器物破損等の弁償	<p>施設利用に際して利用者又はご家族が器物(器具、道具設備など)破損した場合は弁償していただきます。</p> <p>但し、金額などに関しては相談のうえ、決定させていただきます。</p>
破損内容についての例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、ドア、窓等が壊れた</li> <li>・器具の修理が必要、または破損し(椅子、テーブル、扇風機、加湿器、便座等)使用不可となり新しい物の購入が必要となった</li> <li>・壁のクロス汚れや破れ等で張替えが必要となった</li> <li>・畳の汚れ等で交換が必要になった</li> <li>・その他</li> </ul>

## 21、損害賠償

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

22、 緊急時及び事故発生時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先、家族、居宅支援事業所、市町村に連絡します。

かかりつけ医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	院長名	
	診療科	
	救急指定の有無	
緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり 甲1 甲2 に 甲3

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました

(乙)居宅サービス事業者  
 名称 医療法人 村山内科  
 所在地 徳島県三好市池田町サラダ1795番地1  
 代表者 村山 善紀

説明者

事業所職員

(甲) 私は、本契約書及び重要事項説明書に基づいて、乙から本契約のサービス内容及び重要事項の説明を受たことを確認し同意、契約いたします

(甲1)利用者 住所  
 氏名  
 電話番号

(甲2)身元引受人 住所  
 氏名 続柄  
 電話番号

(甲3)連帯保証人 住所  
 氏名 続柄  
 電話番号